

明水総第251号の2
平成22(2010)年3月11日

【自治労明石市水道労働組合への回答】

2010春闘要求について（回答）

みだしのことについて、次のとおり回答いたします。

1 生活向上のための賃金・労働条件改善

給与水準の設定にあたっては、人事院勧告の趣旨を尊重し、国家公務員の給与等との均衡を考慮するとともに、国において示された考え方である地域の民間給与水準の反映に努めていく必要があると考えている。

また、臨時職員等の賃金については、一般職員の給与改定等を基準にして改定しているところである。

その他勤務条件についても、地方公務員法及び労働諸法令に基づき、適切に対応しているところである。

2 自治体最低賃金および企業内最低賃金の確立

上記1で回答したとおりである。なお、最低賃金法の遵守は当然のことと考えている。

3 非正規労働者をはじめとする全ての労働者の雇用確保

臨時の任用職員の雇用期間等については、地方公務員法等の法令を基本に、円滑な業務の運営や人材の活用という観点から定めているところである。

なお、現行の雇用期間等については、課題があると認識しているところであり、明石市一般職員の任期付職員の採用に関する条例の規定に基づく、一般的業務に従事する任期付職員制度の導入を検討しているところであ

り、適正化に努めていく考えである。

4 ワーク・ライフ・バランスの実現

職員の仕事と家庭の両立支援については、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の周知徹底を図るとともに、積極的な推進を図ってきたところであり、今後も必要な見直しを適宜行っていく考えである。また、36協定の趣旨を踏まえた時間外勤務等の縮減、介護休暇及び育児短時間勤務制度の導入など、休暇・休業制度の充実にも努めてきたところである。

なお、労働基準法及び地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正を踏まえ、適切な制度運営を図るとともに、引き続き、仕事と家庭の両立支援に向けて取り組んでいく考えである。

5 地域社会を支える公共サービスの質と公正労働基準の確保

市民に対して効率的かつ質の高い公共サービスを提供することは、当然の責務であると考える。

なお、事業委託についても、一定のサービス水準が担保されるよう、経費の適切な積算に努めているところであり、契約締結については、その透明性・公平性・競争性が確保されるよう努めているところである。

また、委託契約の締結にあたっては、労働諸法令の遵守の徹底に努める考えである。